

平成 25 年度 第 2 回

篠山市都市計画審議会議事録

と き 平成 26 年 1 月 16 日 (木)

と ころ 篠山市役所 2-302 会議室

篠山市都市計画審議会

平成 25 年度 第 2 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 26 年 1 月 16 日、平成 25 年度 第 2 回篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 26 年 1 月 16 日 (木) 13 時 30 分開会

(場所) 篠山市役所 2-302 会議室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員	田原直樹委員	大路靖委員	中川政和委員
宇杉敬治委員	圓増亮介委員	中西薫委員	谷舗浩美委員
栗山泰三委員	渡辺拓道委員	大上磯松委員	原山重雄委員
加納新次委員代理	出野上聡様		

○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市長 酒井隆明

まちづくり部長 梶村徳全

まちづくり部地域計画課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課景観室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室主査 山本有子

まちづくり部地域計画課都市政策係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 岸本耕一

○同席者：(株) 地域計画建築研究所大阪事務所より 1 名

(篠山市都市計画マスタープラン策定業務受託業者)

3. 会 議

- 事務局 1. 開会（13時30分）、及び2. 委嘱状交付
事務局紹介の後、各委員の委嘱状を市長より交付する。
委員15名のうち13名の出席があり、篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上の出席により本審議会が成立していることを確認し、その旨事務局より報告する。
- 酒井市長 3. 市長あいさつ
＝ 酒井市長あいさつ ＝
(酒井市長は他の公務のため退席)
- 事務局 4. 会長選出
篠山市都市計画審議会の会長について、篠山市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員のうちから互選すること、篠山市都市計画審議会議事運営規則第4条第3項の規定により、委員に異議がないときには、指名推薦の方法を用いることができることを説明、事務局一任とことから前期に引き続き角野幸博委員を会長に選出する。
- 会長 5. 会長あいさつ
＝ 角野会長あいさつ ＝
- 事務局 本日の審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告する。
以降、篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。
- 会長 6. 職務代理者の指名
篠山市都市計画審議会条例第4条第3項により、職務代理者として田原直樹委員を指名する。

7. 議事録署名人の指名

会長

篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議事録に署名押印する委員として宇杉敬治委員及び栗山泰三委員を指名する。

8. 篠山市都市計画審議会の審議事項について

事務局

= 事務局より審議事項について説明 =
(質疑なし)

9. 議事

事務局

= 事務局より諮問第1号「篠山市景観計画」の変更について説明 =

会長

事務局からの説明が終わりましたので、ただいまより本件の審議を始めます。

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等をお伺いします。

いかがでしょうか。

変更点だけの説明でしたので、全体の景観計画についてわかりづらかったかもしれませんが、資料 2-2 として改正案をつけられています。

その中に先ほど説明された屋外広告物に関する内容が追加されています。

審議のポイントは屋外広告物の部分についてということになるかと思われれます。

いかがでしょうか。

委員

景観計画に関する屋外広告物についてお聞きしましたが、現状あるもの、モニュメントのような広告物にまで規制がかかるのですか。

現状あるものについて、さかのぼって規制できるのですか。

それと、景観計画に「篠山のイメージを壊してしまう」とありますが、イメージというあいまいな言葉を使うと、主観的になってしまう可能性があります。

イメージというものは皆それぞれ違うので、「篠山のイメージを壊す」

と書いてしまうと、何をもってイメージを壊すといっているのか気になる
ります。

以上2点です。

会長

今の2点について、回答をお願いします。

事務局

屋外広告物は2年で更新するというのが正式な手続きになります。

これは安全に資するためなのですが、2年間で更新していただきます
ので、当然新しい基準が適用されます。

その基準に合わせていただくこととなりますが、5年間程度の猶予期
間がありますので、その間に改善していただくということになります。

ただし、屋外広告物というものは許可を受けないといけないのですが、
それが徹底されていない状況がありますので、まずは許可を受けていた
だくように、指導していこうと考えています。

また、特に力を入れようとしておりますのが、田園沿道区域というと
ころです。

田んぼの真ん中を繋ぐところは施設がないので掲出を控えていただ
こうと考えています。

それから、イメージについてですが、方針としてこの言葉を使ってい
ますが、イメージとは何かというと、ご指摘のように難しいのですが、
屋外広告物の基準の中では、規模や大きさ、色合い等を定めておりま
すので、兵庫県が運用している現行基準を基に、まちづくり審議会や専門
家の意見を聴きながら篠山市の基準を定めていきますので、それが篠山
市にふさわしい適正な規模の広告物あるいは色合いの広告物であるとい
うことで、それを徹底していくこととなります。

ただ、方針として書く場合は、篠山市全体の景観を構成していきます
ので、篠山市にふさわしいものにしていこうという形になるのですが、
当然基準については、必要に応じて改善もできますので、まず現段階で
は今の基準を徹底していきたいと考えています。

その後、みなさんとともに、よりよい屋外広告物になるよう、協議を

重ねて改善、向上を図っていきたいと考えています。

それと、先ほどの説明で言い忘れていたのですが、資料2の屋外広告物条例の内容につきまして、11月27日から12月26日までパブリックコメントを行っており、その間、市民説明会を市内6会場でさせていただいています。

従いまして、この基準の内容につきましては、パブリックコメントと市民説明会により十分に審議、説明した内容になっており、この内容を景観計画の方針として変更するという趣旨になっています。

会長 今の回答でよろしいですか。

委員 「これが篠山のイメージではないのか」と言われた時に答えられませんでしたので確認しました。

あいまいな言葉を使うといろいろな指摘を受けやすいので、できるだけ具体的に、わかりやすい方がうれしいです。

会長 他、いかがでしょうか。

委員 許可という話が出たのですが、私は今田地域に住んでいるので、森の区域になると思うのですが、ある業者が看板を建てようとしていたので、私が「許可を得ているのですか。」というと「ここの地権者に建てさせていただいています。」という話がありました。

今、議論されている許可というのは、市に対しての許可なのですか。

自分の敷地でないところに看板を出す場合の許可というのは、敷地の所有者にだけ得ていけばいいのですか。

事務局 市に対してです。

自分の敷地であっても許可が必要です。

委員 それは、市に対して出さないといけないのですか。

事務局 手続きについてですが、現在は兵庫県の屋外広告物条例が篠山市に適用されており、その手続きをしていただく必要があるのですが、その窓口は篠山市となっています。

したがって篠山市に手続きをしていただく必要があります。

委員 もちろん所有者に対しても必要ですね。

事務局 屋外広告物に限らず、他人の土地を利用される際は、その土地の所有者の方の同意が必要であろうかと思いますが、それは土地を利用することに対する同意であって、屋外広告物の掲出にあたっては、別途、兵庫県の条例において許可が必要です。

これは篠山市の条例に移行しても同様ですが、土地の所有者の許可と、屋外広告物の掲出の許可は別物であるということです。

会長 他、いかがですか。

委員 屋外広告物に関する内容について一番気になるのは、現存する広告物をいかに誘導していけばいいのかということです。

基本的には許可を得て建ててもらおうということになっているという説明だったのですが、実際はほとんどが、許可を得ていない状況です。

許可をきちんと得ているものはごく一部であるはずですが。

その中で、条例の方も拝見していたのですが、経過措置として3年間ぐらいの間に掛け替えていってもらおうというのがあるのですが、その時に混乱が起こるのではないかと思います。

指導だけならいいのですが、内容に罰則的な部分が入っていますので、そこについては、もう少しスムーズな導入方法を検討する余地があるのではないかと思います。

会長 事務局お願いします。

事務局

今後、条例を施行するにあたり、大きく3点の方針を持っています。

1点目は、新たな許可基準に不適合となる場合、基準の適用を猶予するための経過措置として、一般的なものは3年、堅固なものは5年と予定しています。

その間に周知していく必要がありますが、新たな篠山市の基準に適合するように撤去又は改修いただく際の補助を検討しています。

2点目として、これまででしたら、あくまで申請主義というやりかたで、許可期間が2年であれば、期間が切れる30日前までに申請していただくという事務の流れでしたが、市条例施行後は、許可期間が切れる前にあらかじめ手続きに関する案内通知を行い、これによって更新手続きの漏れを防ぐことを考えております。

3点目は、年度ごとに重点地域を指定して、パトロール等を行っていくというような対策を考えています。

大きくそういった3点の方針で考えています。

会長

他、いかがでしょうか。

委員

今の説明について、撤去するとき補助を出すという話が出ましたが、大きなものならかなりの額が、20万～30万かかるのではないかと思います。それに対する補助はどの程度ですか。

具体的に考えられているのですか。

事務局

今現在は案なのですが、2つに分けておりまして、1つは既存不適格屋外広告物についてで、これは今現在、兵庫県の条例によって適法に設置されているものが篠山市の条例施行によって、その基準に適合しなくなるものですが、これを篠山市の条例の基準に適合するように改修等していただく場合、補助率1/2、補助限度額50万円で検討しています。

また、それ以外の違反広告物については、これを新たに篠山市の基準に適合するように撤去、または改修いただく場合、補助率1/3、補助

限度額30万円で検討しています。

委員

勿論、撤去でもかなりの金額がかかると思われませんが、その上、新たに設けるとなると、倍くらいの金額がかかると思われれます。

大きいものになればなるほど負担がかなりなものになると思われれますが、今言われた限度額が妥当かどうか、そのあたりはどうですか。

事務局

いくらが妥当かについては、他市の状況や助成制度の実態を参考に検討を進めた上で、案としてお示ししているのですが、全国においてもこういう助成をしているところはいくらかあります。

そういったところはだいたい50万円を限度額とされているものが多い状況です。

兵庫県内ですと、屋外広告物条例が存在するのは兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の5自治体です。

その内、屋外広告物改修への助成制度を設けているのは兵庫県と神戸市のみであり、姫路市、尼崎市、西宮市はそういった助成制度はありません。

中核市未満ではありますが、篠山市でも今の財政状況を勘案した上で、できる限りのところで、そういった制度を設ける必要があるのではないかとということで検討を進めています。

会長

他に、特にご意見ご質問がないようです。

ただいまの質疑を聞いておりますと、既存不適格や撤去、取り替えについてのご質問が多かったように思いますが、条例の中身そのものについてはご異議はないのではないかというふうに理解しました。

異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは適当であるという旨の答申にしたいと思います。

答申の内容については、私(会長)に一任していただいて、その写し

を後日、送付させていただくことにします。

それについてご異議はないでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

会長

続きまして、諮問第2号「篠山市都市計画マスタープラン」の策定についてです。本案件は都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本方針であり、篠山市の基本構想である第2次篠山市総合計画及び兵庫県都市計画区域マスタープランに即して市町村が定めるものです。6月の本年度第1回審議会の際に、市民アンケート実施結果の概要や、策定に係る基礎調査の結果報告を受けました。今回、市の方で素案がまとめられたことから、審議事項として市長より諮問を受けているものです。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局

= 事務局より諮問第2号「篠山市都市計画マスタープラン」の策定について説明 =

会長

ただいまの説明に対して、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

今、資料を読んでスケジュールを説明いただいたように、この案件については継続審議で、2月に答申を出す予定となっております。

今日は、いろいろなご質問を含めてたくさんのご意見を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

委員

説明を聞かせていただいたマスタープランは、基本構想的で、よくまとめあげられていると思うのですが、人の香りが全然出てこない。

形はわかるのですが、そこに住んでいる人がいるということが漠然と

している。

たとえば人口の問題、減少ということで4万2千人というひとつの案を出されていますが、この中にそれを落とし込んでいくことはできないのですか。

たとえば、こういう地区にはせめて1万人くらいはほしいとか、ここは開発していくから1万5千人とか、ここは50人くらいでなんとか維持していこうとか。

そことマッチしていなかったら、結局イメージはあっても、そこに住んでいる人の動きが見えてこない気がします。

それともう一点、これも触れられたのですが公共交通。

これは土地と違って、篠山独自の考え方で今後人口を増やす、または維持するには、相当今までにないものを作り上げていく必要があるのではないかと思います。

この2点を出してほしいと思います。

たとえば、JRの5つの駅前には5千人ずつとか、ここには3千人とか、書いていったらすごくわかりやすい。

その辺はいかがでしょうか。

事務局

1つは人口のイメージというお話ですが、たとえば素案で言いますと62ページに「めざすべきまちの構造」という図があり、これは総合計画ともある程度リンクしているのですが、篠山市の場合は、篠山地区と駅周辺の2つの核を設定しています。

一般的に市域が広くなりますと、人口をどこかの拠点に集積して、人はそちらに住んでくださいというような考え方のところもあるのですが、篠山市ではその2つの主核と19の地区核を設定しています。

これは明治以来、篠山市として発展してきた、旧の村というものを1つの単位として、それらの地域づくりを支援することにより、篠山市総体として都市が機能していくような考え方を持っています。

それを表したものが、この2つの主核と19の地区核ということになっており、篠山市としての1つの方針が表されていると考えています。

今後どのように手を加えていくかということはあるのですが、考え方としては、どこかに集積していくよりは、主核と地区核が上手く連動していくような方向性を考えています。

公共交通につきましては、ご指摘のとおり、これから人口が減少し、高齢化が進展すると、その重要性が高まるということがあります。

そのあたりは、公共交通の項目も設けていますのでご議論いただき、また、この都市計画マスタープランを策定するにあたっては、公共交通の担当課の方も加わっておりますので、今日のご意見も踏まえて考えていきたいと思っております。

委員

新聞に2050年には篠山市の人口3万人という数字も出ていましたし、自治会においても、ここでいうまちづくり協議会と違って、複数の自治会が集まって協議会を組織しているところもあり、10年後20年後の人口が見えてきています。

そこを避けるのではなく、もっと明確に見せたほうが、そこに住んでいる人も、いろんな地域のどこに宅地ができるのか等がわかると思っております。

今日は農業委員会の方が来られていないのですが、農地というものも見直さないと、農地法が生き残ってもそこに人が住まなくなってしまう。

そういった考え方を計画に落とし込んでいけば、ここが宅地になる、そうなればここにあと100軒家が建つ、そうしたら100軒のところに20軒しか建たなかった等、すぐくわかりやすくなります。

建物を建てられそうなところや農地だから建てられないところを地図に落とし込むと、地域の中でそういったところが限られてきます。

そういうところを調べれば、何人の人間が住めるのか、空家が何軒あれば今の空家に入るとしてこれだけ入られるとか、明確な線がわかると思っております。

会長

個人的な感想を述べますと、篠山に限らず人口減少過程に入った時の

都市計画マスタープランの書き方は、日本中いろんなところが、見本もないし、これから悩んでいくのですが、だからと言って、人口をここにこう割り振りますということが計画としてできるのか、できたとしてそれが実現、実効性があるのかという問題があるかと思います。

ニュータウンを作ったのなら、これに何万人の需要を呼び込めますというのわかるのですが、ここの減少をこういう風に食い止めることによって人口をいくりにしますというのは、なかなか地区別には、行政の側から示すのは難しいと思います。

ただ、事実として、データとして現在の数字をそのまま見ていくとそれぞれの地区がどうなるかというのは頭にいれておかないといけないと思いますが、そういうデータを踏まえた上で、先ほどおっしゃったようにどのようにどこの核を重視していくか、あるいは土地利用が今後、仮に遊休地化していく部分があるとすれば、そこにどう環境を維持していくための方策を立てるのか、それが先ほどおっしゃられた交通の問題であり、そういったものをシビアに描ききらなければいけないのですが、それをまさに市の側からこうです、というのはなかなか難しい。

それにしても、私としては、篠山の都市計画マスタープランが人口減少をこのように読み込み、それに対してこういう方針を出しているということがうまく出てくれば、他の自治体の参考になるかもしれないと思います。

既にいろいろ、核の問題であるとか地区整備計画というものを先行的にやっていますので、そういった部分がヒントになるのではないかと思います。

他、いかがでしょうか。

篠山市の土地利用の歴史的な経過から考えてみると、農振地を作って、そこで農地の定着を図っています。

しかし、そのおかげで何が変わったかという、そこに住む人の歴史的な生活様式が大きく変わりました。

農振地に関する債務を返済して何とか落ち着いたところで、今度は

委員

篠山市が「農都」を中軸に据えてマスタープランを策定するということがありますが、確かに人口の減少もある中で、何もここに住んでいる人が全部、農業をしなければならないわけではない。

そのところから考えると、今までの農振地を全てはずしていく方針でいくのか、それとも今ある農振地はやはり頑固に守りながら、今後の篠山市の農業を考えていく方向であるのか、これは篠山の景観の問題も入ってくると思いますので、農振地に対するマスタープランの方向性を示してもらえたらうれしい。

会長

今の意見に対して補足等、意見がありましたらお願いします。

事務局

今、篠山市では「農の都」ということでいろいろな政策を進めています。

農振農用地についてですが、篠山市が戦後、農業を近代化する中で、農地を大きくして機械化しやすい形にするため、昭和40年代から圃場整備を行っており、他の都市に比べても早く農地の基盤が整ったことで、「篠山の農業」と言われるような農業が大きく進展したということがあるかと思います。

そのために、圃場整備をするという大きな目的をもって農用地指定がされており、そのことによって効果が出ているということがあります。

ただ、篠山の平野部の農地のほとんどの部分が農用地指定ということになっていますので、結果として形成された農地が出現し、それを基に機械化が導入されて農業が推進されてきました。

このことによって、市長も「世界みなさん、こんにちは」ということを言っていましたけれども、現在、特に篠山では、歴史的な町なみであるとか田園環境、こういうものが今なお残っているということが大きく評価され、「奇跡の景観」とも言われています。

これは1つとしては、町なみが残っているということもあるのですが、農地が農用地として確保されてきたということが、今の篠山の景観を作っている大きな要因であり、これが今現在大きく評価されて、観光にお

いてもたくさんの方にお越しいただき、交流人口も増えています。

これは1つの大きな財産でありますので、篠山市としては、この農用地を守るということは、1つの基本として考えているというのが現状です。

確かに農業の問題で大きなものに後継者対策というものがあるのですが、それについては、世の中には農業をやりたい方もたくさんいらっしゃいますので、農地をどう守るかということもありますが、農業をやりたい人に農業をしていただくような環境をどうするかということも、また一方であるかと思えます。

以上のことから、農地には既に大きな投資がされており、技術革新された農業が確立されていますので、これを守っていくことは、町なみの景観と併せて、これからも繋げていくべき考え方だと考えています。

このマスタープランの土地利用の中にも、そういうことが少し書かれています。農地というものは篠山の大きな財産であるという考え方が基本にあるということです。

会長

他、いかがでしょうか。

委員

この計画の位置づけについて、2ページに関連計画の整合性という図があります。

これは非常にわかりやすいのですが、実際問題として、兵庫県の緑条例の地区整備計画ですとか篠山市緑豊かな里づくり条例による地区単位の計画というものを今までずっとやってきたということで、おそらく地区ごとの計画を作るときにそれなりに地区のイメージを固めているのだと思うのですが、それがどういうものかということとはよくわからない。

最近どこの地区でもよくあるのですが、住民参画型の地域づくり協議会のようなものを重視して、いろいろなまちづくりを進めるところが出てきていますが、そういうところにお金なり権限なりを移譲していくと、ハードの計画のなりたちとコミュニティを扱うソフトな部分がかなり乖離してきます。

それを繋ぐのが、地域別の計画ということになるのかと思いますけれども、ここはそれをあまり具体的に書いていません。

要は2ページで書いてあることは、いわゆる法定計画的な部分との整合性なのですが、実際にはここでは触れていないような、そういう計画がいっぱいあるわけです。

そういうところとの整合性というか、それをどんなふうに土地利用を含めてハードの計画と整合させようとしているのか、よくわからないので、これを教えていただくというのが一番重要なことではないかと思えますので説明をお願いします。

事務局

マスタープランは方針を示すということになっておりますので、先ほどから議論になった中の、たとえば公共交通の話がでましたが、83ページを見ていただきますと概念図が示してあり、ここで見ていただきますと市が考えていますのは、公共交通を考えるとときに役割分担を図っていくということです。

たとえば破線のところ、それぞれの集落から拠点集落へのラインのように、市の生活圏、暮らしを支えるようなものにつきましては、ソフト戦略、コミュニティ計画の中で位置づけていただきたいという思いがありまして、これは地域の実情に大きく関連してくるだろうと考えます。

行政としては、縦のラインで示した部分についてはある程度やっぺいこうという考え方を示しています。

このように、公共交通の考え方については、役割分担を図りながら、行政としてしっかりと市全体で考えていこうと考えています。

それと、地域の色を出しながら、それぞれの創意工夫でもって参画と協働で暮らしを支えていくような部分というのを両立するような形での方針というものを示していきたいというのが今回のマスタープランの趣旨であります。

したがって、地域別構想のところ、95ページの図にあたりませんが、委員のおっしゃるようにコミュニティベースのソフト的な、たとえば「交流しましょう」とか、3世代交流だとか、地域の資源を発掘し

てマップに落としていくとか、こういった動きは出てきたのですが、なかなかハード的な部分については出てきておりません。

ただし、まちづくり協議会を設立して、市民の参画と協働で行ってきたのはこの5年間くらいの動きでありまして、その間に地域では自分たちがやらなければならないという姿勢に変わってきております。

自分たちでやっていこうという姿勢は総合計画を中心に出してきましたので、今回のマスタープランでは92のページの外圏内にありますように、ハード的なところも一緒に考えていただきたいということで、それぞれの校区の説明会では、この自分たちの中心は将来どうあるべきかということ、一緒に意見交換をしながら協議した中で中心市街地の施設を十分活用しながら暮らしを支えていこうという意見が出ています。

95ページを見ますとピンクの(1)の区域の人達はそういうふうを考えておられましたし、柿色の部分ですと中心市街地が遠いのでやっぱり生活面で自立しなければならないとの意気込みを示されたところが出てきています。

このオレンジ色のところは揺れておりまして、中心に行こうか、自分たちで自立していこうか、施策によって、今議論されているところです。

今回は中心集落で、コミュニティベースでもって、今の暮らしを支える環境をつくるのが、人口減少社会に対応した方策になっていくだろうということ考えています。

地域別構想につきましても、まちづくり協議会で検討できるようなガイドラインの形で示すことにいたしました。

今までは、まちづくり協議会に関する市の方針は総合計画くらいしかなく、おそらく参考とする資料は何もないまま、地域の人たちがワークショップによりアイデアを出していたのだと思われます。

それを今回のガイドラインを参考にしながら、行政の方針を踏まえて、少しでもハード的な関わりになるようなまちづくりを地域でも考えていただき、一緒に力を合わせてこの「農の都」にふさわしい都市づくりをしようというのが今回のマスタープランの趣旨であると考えています。

分厚い計画書ではありますが、今後そういうことがよりわかりやすい

ように内容をまとめたいと思っています。

冒頭にありました人口減少の問題につきまして、19という地域を出しましたが、これは議会でもいくつかご質問がありましたが、いわゆる発展するところと保存するところを大きく分けるのではなく、19の地域は今の地域の暮らしを支えるため、それぞれ発展すべきところは発展しないといけないし、都市施設を整備しないといけないところは整備しないといけないということで、ここは保全する、ここは開発するというような二極型の都市づくりではないということを明確に打ち出そうというイメージを表したものです。

その時の土地利用のベースが「農の都」でありまして、市街地内の農地であっても、住環境の質の観点から上手く活用することで保全し、農地を環境の質として評価し、共存していくようなまちを目指すものです。

そういう形になるように都市計画マスタープランとしては、農の都を空間像として示す必要があるということで方針をまとめています。

委員

ご説明はわかりました。

それで108ページがあるということが自分の中で明確になりました。

それでもうひとつ教えていただきたいのですが、まちづくり推進条例に基づいて、地区まちづくり計画を担当する部署はどこになりますか。

事務局

まちづくり協議会というのは、市民生活部市民協働課で担当しています。

委員

せっかくですから、こうならないでほしいという意味で言うのですが、市民参加をしていくと、それぞれの地域でとことん進んでいきますが、結局、全体をくみ上げても全体像にならないことが多くあります。

一方、ものづくりの方はツリー型で上位計画から落ちてくることがあり、マッチングするのは難しいと思いますが、うまくいけばおもしろい方法だなと思いますので、少なくとも両方が乖離しないように運用して

いただけたらと思います。

会長

阪神間のある町の都市計画マスタープランで、2年程前にできたものを見させてもらったんですが、ほとんど市民参加で、これは都市マスカナというような、マスタープランになっていないなというような事案がありました。

確かに住民が計画に携わって、自分たちの地域のことを自分たちで組み立てていくという考え方そのものは十分理解するのですが、そのことと、まさにマスタープランとして提示できることのバランスが、今後の都市計画マスタープランでは、ものすごく重要になると思います。

あまりに住民丸投げになってしまうと、総合計画よりも抽象的になりますので、そのあたりのことを意識されたうえでこのように提案であると思いますけれども、再度そういう視点で全体を通覧してみていただきたいと思います。

委員

行政が計画を作るときに、何故こんな言葉を使うのかなというのがあります。

たとえば86ページのリダンダンシーとはなんですか。

災害時の代替え機能（リダンダンシー）等、無理矢理横文字を入れる必要はないと思います。

英語にするなら全部英語で書くべきで、日本語になっている英語、外来語は仕方ないとしても、無理矢理英語の横文字を使うのは文章をわかりにくくしているので、もう少しわかりやすい言葉で書かれた方がよいと思います。

会長

他、いかがですか。

委員

大きな視点とか基本的な方針の中で、これは入れておかなければいけないのではないかということでひとつ言わせてもらうのですが、これまでひとつの町で全ての都市機能を揃えていこうという方向だったのです

が、これからの人口の問題もありますし、今後、都市間連携が非常に重要になると思います。

兵庫県の都市マスがありますから全体的なことは兵庫県の考えてもらうとして、これは市内のことだけ考えていけばいいという観点であるかもしれませんが、今後、篠山市がどこも都市機能を分担しながらやっていくかということも考えていかなければいけないと考えます。

そういった時に重視してほしいのが、基本的に篠山市の骨格（主要道路）がH字状になっているという、そのHの部分について、不備のある、もう少し整備した方がいいところはしっかりと兵庫県に要望していくということです。

また、今回の都市計画マスタープランで都市計画道路は基本的に全部廃止していくという意味合いが見えるのですが、必要な部分については必要であると市の考えとしてはっきり書いておくべきではないかという思いを持っています。

ひとつだけ具体的に言うと、大沢新から栗栖野の道は厳しい財政の中でも整備してきたのですが、それが結局インター側へつながっていない。

財政的な問題はありますが、そこをつなげることでまちの絵が若干変わってくるし、変な開発ではなく、キッチリとした中心地とういうものができる可能性もありますので、せめて大沢新の山の部分、そこは必要であることがわかっているのだから、消極的な書き方はしない方がいいのではないかと思います。

都市間連携というものを考えてもらいたいことと、連携に必要な篠山市が整備しなければならない道路についてはキッチリ整備するということは書いてもらいたいと思います。

ひとつは、都市間連携というお話をいただきましたが、62ページにまちづくりの姿というものがあ、ここに集約されているのですけれども、ここでもH型のこのような軸を通じて、当然篠山市で全てがかなうということではありませぬので、この軸を通じて連携をするという思いなのですが、もう少しわかりやすくなるよう検討したいと思います。

事務局

それと道路等の都市施設、都市基盤ということにつきましても、市の財政状況等がありますが、このご意見を踏まえて庁内で調整していきたいと思います。

委員

H型の軸といっても、基本的に勝手に車で動いてくださいというように読み取れます。

結局ここにこういう軸がありますが、そこに公共交通等が走っているかということ、まったく走っていないのではないかな。

勝手に車で動いてくださいとか、ここから入ってきてくださいというのではなくて、都市の機能として、先ほどの公共交通の観点でも考えてもらわないといけないとも思いますので、もう少しそのあたりも書いていただけたらうれしいです。

委員

20年先のことが書いてあるが、地域によっては限界集落がどれだけ増えるかというような現状があります。

絵に描いた餅というか、宙に浮いているような感じがしないでもない。

家の跡取りの問題もあり、それがあって初めて農地も維持できるのだから、何か地に足がついたものではないというように思います。

マスタープランの中で、まちづくり協議会のことが出ていましたけれども、そこでもやっているのが交通の、年寄の送り迎えに関する話で、要するに高齢化が進み、勢いがあるから何かしようかという雰囲気ではなくなりつつあるように思います。

もう少し丁寧で、これはよいなという、たとえば地元で説明した時に、協力しようという声になるのかどうか、また、理解できるのかどうかというところが気になります。

今、篠山市が人口を増やそうと思ったら新しい宅地を作ってそこに家を建てていかなければいけない現状なのですが、私の集落でも、跡取りがいないから20年したら限界集落になっているというさみしい話しかできない状況です。

会長

そういう状況がいろんな集落にあって、かといって宅地開発をすれば人口が増えるのかといえば、それも保証できない時代になってきています。

どこから人が来るのかということなのですが、どこの人が引っ越してくるのかということを考えると、少なくとも従来の計画だと人口を増やすために受け皿を作ることで済んでいたのですけれども、必ずしも全部が全部解決しなくなっている。

そこで、本当に真剣に地域の人達が考えている集落とかまち、その計画を応援するといったところが増えてきています。

兵庫県全体を見ても、もっと過疎のところでも。

でもそれは、結局個別の話であって、広域としてのマスタープランになるのかどうかいうと、先ほど申し上げたように、全部住民にまかせっきりでも都市計画マスタープランにはならないし、かといっておっしゃるような絵に描いた餅だけを渡しても、なかなか実感がわからない。

非常に難しい状況の中で我々は都市計画マスタープランを考えなければいけないのですが、まず、そういう状況であるということを、市民がわかっていたきたいという気はします。

その上で、こういう計画ですという、計画だけポンと出されても「なんだこれは」となりがちなので、なぜこういう計画なのか、どういうプロセスでマスタープランが作られてきているのか、あるいは昔のマスタープランとどう変わらざるをえないのかというあたりの説明を、行政の方が地元に入り込んでしていただきたいと思います。

委員

古市地区においての道路は一部、国道ではなく、ほんとの町道みたいにせまい道を何十年も使っています。

この計画書ではもう整備するところがないような文章を書かれていましたが、そうではないのです。

これをすつと通れるよう整備していかなければなりません。

それと後川トンネル、もう43年経っていますが、新たに別のトンネルを掘って第2名神とのアクセスをよくすることで、東部地区の限界集

落を解消できる手だてにならないか、日置地区の方々が兵庫県に要望されていると聞いたのですが、それもまたひとつの起爆剤になるわけです。

中心核との連携といわれているのですが、人が増えていかなければ地区核が存在しない現状があるので、道路をスムーズなものにしていくのも大事な要素ではないかと思います。

もう一つ、農振地のことです。

開発できる、この地区でここは開発したいという場合にも、農振の法律によってできないことが多い。

東部の奥の方ではなく、いわゆる核の中に入っているまさに人が住んでいけそうなところも農振であるため開発できない。

住もう帰ろう運動をやっているのなら、そういうところも研究できるところは研究して進んでいくのが、ひとつの方向だと思いますが、いかがですか。

事務局

道路でありますとか、H型との連携につきまして、この中でも必要性というものはありますし、今後、篠山市が他の都市と連携していく上で、そういうことが重要であるという認識はあります。

農用地につきましては、いろいろな考え方があるかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、篠山市の基本的な方針として、農地を重要視するという考え方の中で進めているところです。

委員

その考え方は10年位ではよろしいのですが、今後篠山市で、日本全部で人が少なくなって、限界集落になって、いなくなるのです。

だから今、農振地の考え方も変えていかなければならないという意見です。

会長

他に、いかがですか。

委員

今日の質問でも問題となっている人口の話です。

増やすということがありますが、土地を新たに開発して呼び込むとい

う話題が出ているのですが、篠山市の現状を見ていると、篠山市内で人口が移動しているだけだと想像が付きまます。

北部地域、たとえば西紀の方から駅前付近に移住をしているだけで、外部からそんなにきていないというイメージがありますので、宅地開発というのはよく考えておかないと、言われた通り日本全体で人口が減っているのだから、20年後30年後を想定した少なくなるという前提で、負担を残さない政治というものを現実的に考えていかなければならないと思います。

拠点地域というのが19あるのですが、拠点という考え方でいいのか、先生方のご意見を伺いたいです。

いつまでもこの拠点という考え方でいいのだろうかという、ここに都市機能を集中させるというふうに言われているのですが、今田地区で言いますと拠点地域と言われているところに拠点と言われる状況はまったくくないのです。

確かに都市機能としての学校や支所なんかは存在しているのですが、支所としても、職員がほんの数人いる状況で拠点と呼べるのかどうかわかりません。

呼ぶのであれば、そこへ今後施設を集中していくとか、人口を集積していくという考え方があってもいいかと思います。

そこについては、この中では、全体のバランスをみてということになっていますが、それぞれのまちづくり協議会で計画を考えていただく指針として考えられているのでしょうから、そのあたりはある程度明確に示していかないといけないと思います。

それともう一つ、H型で、国道を主に示されているのですが、今田で言いますと国道よりも県道がメインの道路です。

この中で防災の地図とか地域別構想の地図とかいろいろ出ているのですが、文章の中でも触れられているとおり、篠山市の中で三田方面を向いて生活している方が多数います。

他地域との連携、都市間連携という話も出ていましたけれども、県道のある程度図式化しておかないと、国道中心の考え方では、イメージと

してわかりづらいのではないかと思います。

篠山市の中の計画ですけれども、他地域との関係というものもわかるような表現にさせていただくとありがたいです。

委員

拠点以外にいい言葉がないと、そういうことしか申し上げられません。必ずしも拠点でなくても、最近では小集落、限界集落とか言ったりしますが、集落が立ち行かなくなっていて、いろんな機能をどんなふうにつけかえるかという議論は当然いっぱいやっているのですが、その中で「地元」といったり「拠点」といったりいろんな言い方をされていて、今のところは「拠点」という言葉を使わざるを得ないかなと思います。

ただし、一般の方が思っておられる「拠点」のイメージとは違いますので、その内ももっとうまい言葉を生み出す必要があると思います。

少なくとも商業が生み出す賑わいはないけれども、そういうところを拠点と言わざるを得ない状況が出てくると思います。

医療ですとか、福祉ですとか、行政機能ですとか、そういったものだけで、むしろ買い物などはうまく散らした方がいいとか、そのようなサービスの形態が一般的になるのであろうと思います。

そういう意味での「拠点」というのは、ここでは94ページの小さな拠点でありますとか、非常に苦労していろいろな言葉を生み出そうとしている中で、今回はとりあえず「拠点」という言葉を使わざるを得ないと思っています。

会長

これはもう少しちゃんと議論するべきだと思いますが、いわゆる日常生活の核になる拠点機能という意味で使うこともあれば、この場合は小学校区、そこで生活された方にとっては思い入れの非常に強いコアです。

少なくとも篠山の中で19の精神的なよりどころがあるのだと、それを次の時代のまちづくりに、どのようにうまく興すというか、意味づけていくか、ということで全てが全てそこに都市機能を入れるということにはならないと思いますけど、それはないんだ、いらぬんだという議論は、精神的なよりどころとして持っておられる方々には受け入れられ

ないと思うのですが、言葉は考えなければいけないのだけれども、そういうよりどころになるコアがこれだけあるということはしっかり意識する必要があると思います。

国道か県道かという話や、あるいは篠山市内だけれども実質生活圏は三田ではないか、逆に隣接の町からは篠山へこれだけ来ているじゃないかという話もあろうかと思しますので、これは国調の通勤通学地とか細かいデータと、今後どうなりそうかということを読み込んで、少し勉強した方がいいのではないかという気がしました。

それに実態に即する、それとそれを将来にどう受け継ぐなり変えるなりしたいのかということを含めて、先ほどの周辺との連携の話がありましたけれども、ただ単に道路を示しておくというだけではなく、どういう機能を配置していくのかという細かい議論が、本当はこのマスタープランを考えるうえで必要ではないかと思っております。

かなり大きな宿題ですけれども、よろしくをお願いします。

委員

この中には伝統と文化がないですね。

小学校とかは実はあまり問題ではない。

限界集落があるのに、なぜが合併できないのか。

祭です。

お祭は、400年来ずっとみんなが背負っているから、それを捨てられないのです、どこの集落も。

それがぜんぜん謳われていない。

集落の核がもっている伝統、篠山が持っている伝統文化というものが、いいときはいいのですが、それが手かせ足かせになって、それで身動き取れなくなって最後まで残って、ひとりぼっちになってしまうということが多いです。

みなさん祭を抱えておられます。

精神的なことと言われるが、そんなものどうでもいいという新興住宅地の合併ではないので、集落がひとつになろうとしてもなれない。

そういうことを書けるといいと思います。

会長

それはかなり重要な問題だと思います。

委員

農振地の件ですけど、新築だけではなくて商業地についての農振の転用という意味も含んでいます。

商業地が増えれば町なみが潤うということもあるので付け加えさせていただきます。

委員

お祭の話ですけど、篠山の現状は知らないのですが、外から見ているとまだ比較的幸せで、但馬とか播磨、西の方にいきますと、もうその元気がないです。終わりに差し掛かっている、そういう小集落、限界集落、がいっぱいありますが、そういうところと比べますと、今のご意見お伺いして、そうだなと思ったのですが、書けるところはキッチリ書いて、今からどうするかを考えておくというのは、非常に重要だと思いました。

どういう風を書けばいいのか、ちょっと難しいのですが、この地域別構想に関する非常に重要な話なので、少し考えた方がいいと思います。

それと非常に書きづらいところですけども、そういうものの命運を握っているのが小学校の統廃合だと思います。

わかっているけどどうしようもないという部分もありますが、そういう課題もあるという認識はかなり重要な部分であると思います。

会長

そろそろ予定の時間ですが、まだ発言されていない方、どうですか。

委員

篠山市を見ても1つの盆地の中での文化があるのですが、近代の中では、1955年の篠山町とか丹南町の誕生、1960年の城東町、多紀町、今田町、西紀町の誕生、その辺がひとつの地域を作ってきたし、1975年の全体が本当は1つになろうとしたけれども、東半分だけの3町が篠山町として合併して、2001年に全体が1つになった。

その中でも温度差がり、東部と西部の考え方や地域の発展のしかたも違って来たということがあって、どっちが成功したというのは言えない

んですけど、どちらも悪いところがあるし、どちらもいいところがあって今年で15年、1つの形をつくっていかねばならないと、今日皆さんのご意見を聞いて感じました。

観光的視点を考えると、決してマイナスではなくて、篠山ファンというか篠山の知名度がすごく上がっていることから、昨年より観光客が1万人増えています。3%や5%増ではなく、30%増えているわけです。

それだけ、阪神間からすると丹波篠山というのは、ここへ行こうというスイッチが入っているのは事実でありまして、実りの農と観光を一体化させたような地域づくりをもっと明確に打ち出して、交通体系も外から来てくれた人をどうスムーズに移転させるかとかそういった機能、ただ道だけ作るのではなく、どういったところに止めさせて、どう歩かせるかという夢のあることも考えられるところにきているなというように思っております。

必ずしもマイナス的に空家が多くなったではなく、その空家に住まわせられる力がこの篠山市は十分に持っているということ、計画の中に盛り込んで、みんなで発展的なことを考えられたらと思います。

会長

他、よろしいですか。

この案件につきましては、先ほど申し上げた通り継続審議ですので、今日のご意見を踏まえてまとめていただきたいと思います。

それから、意見記入用紙というものがあるかと思います。

今日、時間がなくてお話しできなかったことや、あとで気づかれたことを書いていただくと、事務局の作業がより深いものになるかと思うので、よろしくお願いします。

今の進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

今日のところは予定していた内容は全て終了いたしました。

事務局に進行をお返しします。

事務局

= まちづくり部長あいさつ =

閉会（16：00）